

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人陽光（以下「法人」という。）の定款第8条及び定款21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義が、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう
- (2) 常勤役員とは、法人が経営する事業所を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、退職金をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴う旅費・手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員及び評議員に報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員については、報酬を支給しない。
- 3 非常勤役員の報酬については、理事会及び評議員会の出席等、その都度支給することとし、賞与、退職金は支給しない。
- 4 評議員の報酬については、定款第8条に定める金額の範囲内で、評議員会の出席等その都度支給することとし、賞与、退職金は支給しない。

(報酬等の額)

第4条 役員及び評議員の報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 常勤役員
報酬等は、支給しない。
- (2) 非常勤役員
報酬は、別表1「非常勤役員の報酬」及び別表2「非常勤役員のうち理事長が非常勤の場合の報酬」に定める金額とする。
- (3) 評議員
報酬は、別表3「評議員の報酬」に定める金額とする。

(当法人職員との併給)

第5条 当法人職員（青洲会グループ職員も含む。）を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 非常勤役員及び評議員の報酬は出席等の都度、支給する。なお、理事長が非常勤の場合に対する報酬の支給日は、法人の給与規定第4条に準じた日とする。

2 報酬等は法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用について支払うものとする。

(公表)

第7条 この規定をもって、社会福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第21号による改正後の社会福祉法）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は平成29年6月3日から施行する。

「別表」

常勤役員

支給なし

非常勤役員

(別表1) 「非常勤役員の報酬」

理事会及び評議員会の出席等の都度（監事監査も含む）

日額 10,000円（別に源泉徴収費相当額を支給する。）

(別表2) 「非常勤役員のうち理事長が非常勤の場合」

非常勤の理事長が法人及び施設業務の為に出勤した場合（理事会等含む）

日額 30,000円とし、年額（会計年度）360万円を上限とする。

評議員

(別表3) 「評議員の報酬」

評議員会出席等の都度

日額 10,000円（別に源泉徴収費相当額を支給する。）